

# 大分県中小企業振興資金融資要綱

昭和 56 年 4 月 1 日制定

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、県内の中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）に対して、経営の合理化及び体質の強化に必要な資金の融資を行い、もって県内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する別表 1 に掲げるものであって、特定事業を行うものをいう。
- (2) 組 合 法第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 7 号から第 11 号までに規定する中小企業等協同組合等のうち、特定事業を行うものをいう。
- (3) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条に規定する業種に属する事業をいう。

## (県資金の預託)

第 3 条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）にこの要綱に基づく融資（以下「融資」という。）を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託するものとする。

2 前条の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

## (指定金融機関の協調融資)

第 4 条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

## (融資対象者)

第 5 条 融資対象者は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。
- (2) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていること。
- (3) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (4) 手形又は小切手の第 1 回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり 6 箇月又は銀行取引停止処分後 2 箇年を経過していること。
- (5) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を行っているものでないこと。

## (融資の対象となる資金)

第 6 条 融資の対象となる資金は、前条に規定する者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金と

する。

(融資条件等)

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表2に定めるとおりとし、当該融資については、保証協会の信用保証を付するものとする。

(融資の申込手続)

第8条 融資を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

(企業診断等の実施)

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者等の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

(保証及び融資の決定)

第10条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

(融資事務の処理)

第11条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第12条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第13条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返還)

第14条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があったとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第2条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第15条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大分県中小企業振興資金融資要綱（昭和 48 年 5 月 18 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 57 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 6 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年10月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年11月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

よる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 7 日から施行し、改正後の要綱の規定は平成 21 年 12 月 4 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

	資本金又は出資の総額	従業員数
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
製造業、その他 （上記に掲げる業種を除く）	3 億円以下	300人以下
小売業を主たる事業とする特定非営利 活動法人	—	50人以下
卸売業又はサービス業を主たる事業と する特定非営利活動法人	—	100人以下
その他の特定事業を行う特定非営利活 動法人	—	300人以下



別表 2 (第 7 条関係)

資金使途	融資限度額	融 資 期 間	融資利率	保証料率	返 済 方 法	担 保 等
設備・運転 資金	中小企業者 8,000万円 組合 1億円	10年以内	融資期間が1 年以内の融資 年 1.9% 融資期間が5 年以内の融資 年 2.2% 融資期間が7 年以内の融資 年 2.4% 融資期間が10 年以内の融資 年 2.6%	保証協会が 中小企業者ご とに定める保 証料率とする 。ただし、年 1.15%を上限 とする。	1年以内の据置 期間後原則とし て毎月均等返済	保証人につ いては、必要 に応じて徴求 する。ただし 、法人代表者 以外の連帯保 証人は原則徴 求しない。 担保につい ては、必要に 応じて徴求す る。

(注) 法第 1 2 条の規定に基づく経営安定関連保証の適用を受けた場合の保証料率は、年 0.7%とする。

(注) 令和 8 年 3 月 31 日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3 年を上限とする。

(注) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 0 号）第 1 2 8 条の規定に基づく東日本大震災復興緊急保証の適用を受けた場合の保証料率は、年 0. 8 %とする。

(注) 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和 6 年 1 月 18 日付け 20240115 中庁第 15 号)に規定する信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合は、年 0.25%または年 0.45%を上乗せする。